

第 1 1 回  
東京地方裁判所委員会  
(平成 1 8 年 1 0 月 1 8 日開催)

## 東京地方裁判所委員会(第11回) 議事概要

(東京地方裁判所委員会事務局)

### 1 日時

平成18年10月18日(水) 15:00～16:55

### 2 場所

東京地方裁判所第5会議室

### 3 出席者

- (委員) 一宮和夫, 大野金司, 大橋寛明, 唐津恵一, 北村敬子, 小粥節子, 下田文男,  
白木勇, 高木國雄, 田村浩子, 永井敏雄, 畠中薫里, 濱田和男, 平山幸雄,  
丸山陽子, 宮山雅行, 八木宏幸, 保田眞紀子, 我妻学, 和久井良一, 渡辺雅昭
- (事務局) 原田伸一東京地裁事務局長, 山本要一東京地裁民事首席書記官,  
安原義人東京地裁刑事首席書記官, 阿久津良美東京地裁事務局次長,  
岡田千津子東京簡裁事務部長, 渡辺雅伸東京地裁総務課長,  
杉崎直行東京地裁総務課課長補佐, 仁尾光宏東京地裁総務課庶務第一係長

### 4 議題

「庁舎について」

### 5 配布資料

- 1 レジюме「庁舎について」
- 2 「震ヶ関庁舎改修図面(配置相関図)」
- 3 「震ヶ関庁舎改修図面(平面図)」
- 4 「立川支部(仮称)庁舎イメージ図」

### 6 議事

- (1) 開会の言葉
- (2) 委員長の選出

10月16日付けで金築委員長が大阪高等裁判所長官に転出したことに伴い, 我妻委員長代理の司会により意見交換を行い, 白木委員が委員長に選出された。

意見交換の要旨は、以下のとおり。

【発言者の表示＝◎：委員長代理，○：委員，】

- ◎ 最初に、一般の委員からご意見を伺い、その後、法曹委員のご意見を伺いたい。
- 特にこだわらないが、従前同様、地裁所長の白木委員が委員長でよい。
- 特に意見はないが、今までも問題がなかったので、地裁所長でよい。
- 地裁所長でよい。
- 特に意見はない。
- ◎ 法曹委員のご意見はどうか。
- 第1回でも言ったが、裁判所に対していろいろな意見を言い、できるだけ取り上げてもらって裁判所にいい司法行政をしてもらうという観点から、裁判所委員ではない一般の委員が、この委員会をリードしていくのが理想的である。ご推薦した委員が辞退されたり、歴代の所長が的確に、それなりのまとめをしてこられた経過もあるので仕方がないが、このような意見があることも踏まえて、この委員会を盛り上げていってほしい。
- 途中からこの委員会に参加したが、みんなに発言の機会があり、特段の問題はない。

今後の運営の問題として、できれば委員長のもとに一般の委員1人を補佐役として置くことを検討してほしい。そうすれば、次回のテーマや運営方法について、直接委員長と事前に協議することができ、意見交換が更に活発になると思う。

- ◎ 白木委員を委員長とすることでよろしいか。

(全員了承)

### (3) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から、次のとおり委員の交代について報告し、白木委員長及び平山委員から自己紹介があった。

金築誠志委員長→白木勇委員長(東京地方裁判所長)

川崎和昭委員→平山幸雄委員(警視庁刑事部刑事総務課長)

### (4) 議事 「庁舎について」(説明及び意見交換)

【発言者の表示＝●：委員長，○：委員，△事務局】

- 本日のテーマは、事前に変更のお知らせをしたとおり、裁判員制度の導入に伴う庁舎の改修工事等について、意見交換をお願いしたい。
- △ 霞ヶ関庁舎(東京高地簡裁合同庁舎(A庁舎)、東京家簡裁合同庁舎(B庁舎))の改修工事、立川支部(仮称)庁舎、墨田庁舎について、ご説明する。

このA庁舎は、昭和58年12月に出来上がり、23年くらい経つ。B庁舎は、平成6年6月に出来上がり、12年経った。両庁舎とも、改修につぐ改修を行ってきており、狭あいになっている。A庁舎は、これまでも民事部の増部や執行部のセンター移転に伴う跡スペースの活用等で改修してきたが、この度、裁判員制度の導入に備え、再び大規模な改修を行うこととした。

国の財政状況がひっ迫しており、裁判所に対しても、国有財産の有効利用が強く求められていることから、ほかに施設を確保するのは困難な状況である。また、これらの庁舎がある司法街区ブロックも、容積率が上限に達していて、これ以上建物を建てることができず、現庁舎の改修でやり繰りするしかない。

改修のコンセプトは、利用者の利便性を最優先するということであり、具体的には、各フロア構成を分かりやすくし、無駄のない動線を確保することなどを検討している。

次に、そこで働く職員の執務環境を良好にし、執務効率を上げることも必要である。具体的には、必要なスペースを確保し、関連する部署の連携をうまく取れるように配慮したい。

次に、改修部分を中心に、庁舎の現状配置について、ご説明する。

A庁舎は、2階に民事20部（破産部）、3階に民事8部（商事部）、検察審査会、11階に民事通常部、建築部、12階に刑事部、13階に知財部、行政部が配置されている。

11階及び12階は、民事部と刑事部が混在しているので、これを整理し、それぞれを刑事部、民事部の専用フロアにしたい。

B庁舎は、3階に簡裁の支払督促、5階及び6階に簡裁の調停が配置されている。

次に、裁判員裁判のために必要な施設と配置場所について、ご説明する。

まず、東京地裁の処理態勢としては、現在18ある公判部を4か部ほど増部しても大丈夫なように準備したいと考えている。最終的に何か部にするかは、その時の事件動向等を見なければ検討できないが、それを待っている間は間に合わないので、22か部の構成になることを仮定して作業を進めていくということである。

大阪地裁は、特定の部だけで裁判員裁判を行う予定であると聞いているが、東京地裁では、すべての公判部において裁判員裁判を行うことを想定している。その前提で、過去の実績から裁判員対象事件数を想定し、審理に要する期間等をいろいろシュミレートしたりして、必要な態勢を検討したところ、22か部まで増えても対応可能な施設にしておけば大丈夫だろうと考えた。

裁判員裁判の施設整備に関する考え方としては、刑事の裁判官室、書記官室、評議室など

を10階と11階に集中配置して、刑事の専用フロアとしたい。

裁判員の選定に必要な待合室や質問手続室は、沢山の候補者の方が来られるので、低層階に配置したい。また、身柄を拘束された被告人が参加する場合の公判前整理手続室についても、被告人があまり動かなくてもすむよう低層階としたい。

評議室については、裁判官室との動線、法廷との動線に配慮し、無駄のないように配置したい。

このような考え方に基づいた具体的な配置について、ご説明する。

10階は、裁判官研究室1を評議室1に改修したい。11階は、民事部の裁判官室、書記官室、会議室等を刑事部の裁判官室、書記官室、評議室2～22に改修したい。

法廷が北から南まで均等に配置されていることから、評議室もフロアにまんべんなく配置したい。

裁判員候補者の関係では、2階に裁判員候補者待合室1～2、質問手続室1～6、公判前整理手続室1～3を配置したい。

待合室は、一部屋200㎡くらいにすることを考えている。一つの事件で候補者を何人呼ぶかは、まだ未定であるが、50人の候補者を呼ぶと仮定して、同じ日に6件の事件が入っても対応できる程度の面積である。この場合には、待合室を可動パーテーションで三等分して利用したい。

これらの施設を確保するために、既存の施設を新たに配置するスペースが必要になる。

墨田に東京簡裁の分室があるが、老朽化のために庁舎を建て替えているところである。

従前3階建てだった庁舎を6階建てとし、増えた部分に東京簡裁の民事6室（調停）と民事7室（支払督促）を移転する。

そうすると、現在B庁舎の3階、5階、6階にあるこれらの施設のスペースが空く。これを使って、A、B各庁舎の改修を行いたい。

B庁舎の5階に民事20部（破産部）を、6階に民事8部（商事部）を移転したい。これらの部は、法廷をあまり利用しないことから、B庁舎に移転しても影響が少ない。

3階の空きスペースに、現在8階にある簡裁民事通常部等を移転し、8階に現在7階にある簡裁民事訟廷を移転することにより、7階に空きスペースを作り、そこに現在A庁舎3階にある検察審査会を移転したい。

その結果、B庁舎は、地裁、家裁、簡裁、検察審査会と一つの建物にいろいろな組織が混在することになる。

A庁舎については、2階の空きスペースに裁判員の関連諸室を、3階の空きスペースには知財、行政、建築の各専門部を移転したい。当事者が沢山来る部署は、できるだけ低層階に配置したいという発想である。

これらの移転に加えて、現在11階にある地裁民事通常部を13階に、現在12階にある地裁刑事部を11階にそれぞれ移転することにより、11階を刑事専用フロアに、12階を民事専用フロアにすることができる。

平成19年8月に墨田庁舎の業務を開始する予定なので、それ以降に各部署の移転作業が始まることになる。裁判員の関連施設は、平成21年の3月までに完成させなければならないので、あと20か月しかない。その間に、これらのすべての作業を行わなければならないので、一つの工程にあまり時間を割くことはできないし、必要最小限の改修しかできないというのが実情である。

以上が、霞ヶ関庁舎の改修計画である。

次に、立川支部（仮称）庁舎の進捗状況についてご説明する。

立川支部庁舎の概要については、第9回の委員会でご説明したところであるが、その後、10月10日にPFI業者が、新日鉄エンジニアグループに選定された。完成時の庁舎イメージ図とともに、最高裁のホームページに掲載されている。業者の選定は、有識者委員会の評価に基づいて行われた。現在の八王子支部と比べると大変立派な庁舎であり、延べ面積も倍近くに増えている。

今後は、業者が平成19年の初めには基本計画案を作成し、それを確定させた上で、夏ころには着工し、平成21年3月までには完成する予定である。

最後に、墨田庁舎の進捗状況であるが、先ほどご説明したとおり、平成19年7月に完成し、8月から業務を開始する予定である。工事は順調に推移しており、現在は、6階建ての1階部分の工事に着手しているところである。

- 何かご質問はあるか。
- 裁判員裁判は、毎日6件ずつあるという想定か。
- △ 毎日という訳ではなく、場合によっては、同じ日に最大6件入ることもあり得るという想定である。
- 評議室は、22も必要なのか。
- 各部で審議が重なる場合が考えられる。評議室が不足して公判期日に支障が出ることがないように、各部専有で一つずつ必要である。

△ 現在ある法廷や高裁の法廷を改造して、裁判員法廷も22作る予定である。

● 質問手続室と公判前整理手続室について、裁判所委員から簡単にご説明する。

○ 質問手続室は、裁判員候補者を呼び出して、その中から裁判員6人と数人の補充員を選ぶ手続を行う部屋である。候補者に対して、予断を持っていないかとか、対象事件と特別な関係はないか、刑事裁判手続について一般的な理解はあるかなどについて質問し、裁判員にふさわしい人を選ぶ手続を行うことになる。

公判前整理手続室は、裁判員裁判を始める前に、法曹三者で争点を整理し、証拠を厳選して法廷に臨むために、審理の見通しを立てる手続を行う部屋である。

これらの手続には、身柄拘束中の被告人が出席する場合もあることから、2階に配置することとした。

これらの部屋では、先ほどご説明したとおり、一日に最大6件の事件の手続を行うことを想定している。そうすると、一週間で30件、4週間で120件、年間1,000件近くの事件を扱うことができる計算になる。東京地裁の場合、裁判員裁判となる事件は、年間300件くらいなので、かなり余裕がある状況ではある。ただ、実際に審理をする場合には、月曜日あたりに選任手続をやって、できればその日の午後あるいは火曜日から審理に入り、数日間で判決まで終えるという進行が望ましいのではないかと考えている。このような場合には、月曜、火曜が混み合い、木曜、金曜は比較的すいているという状況になるのではないかと考えている。

○ 各部で裁判員裁判を行うということだが、裁判官や書記官は、裁判員裁判を行うときだけ別の部屋に移動するのか。記録も、当該部から持ち出して別の部屋に移動するのか。

つまり、裁判員裁判専用の裁判官室や書記官室を配置する予定はあるのか。

○ そのようなことは、考えていない。新たに配置するのは評議室だけである。御指摘のように、書記官室から評議室に記録を移動する関係で、どの部もなるべく自分の部の近くに評議室を置きたいと考えるので、今後、評議室をどう割り振るかという問題はある。

○ 今までの裁判官室ではスペースが足りないので、増部するのではないのか。

○ 裁判員裁判には時間が掛かるために、今までの部の数では処理能力に限界がある。部の数を増やすのは、スペースではなく、審議体の数を増やすことが目的である。

○ 一般国民が裁判員候補者に選ばれたときに、最初どこに集まって、どういう説明を受け、どう流れていくのか。具体的に、改修案の部屋を示しながら説明してもらいたい。

○ 最初に集まっていただくのは、低層階の方がよいと考えている。具体的には、最初に改修案の2階にある裁判員候補者待合室1～2（各200㎡くらい）に来ていただくことになる。

ここに、刑事訟廷事務室の分室のような事務室を置いて係員を配置し、来ていただいた皆さんに、「今日は、こういう手続があります。こういう点にご注意いただきたい。」というご説明を、まず最初にする。ビデオで一般的な解説をするのも、おそらくこの待合室で行うことになると思う。このような一般的な説明は、100人とか150人を対象に、大きな部屋のままで行う。その上で、この待合室をパーテーションで三つに分け、例えば、50人くらいを対象に、事件に即したもう少し詳しい説明をする。

その後、質問手続室に順次入っていただき、そこで裁判員になっていただくかどうかの手続を行う。ここで裁判員に選ばれなかった方は、適宜お帰りいただく。裁判員に選ばれた方は、11階などの評議室に移り、裁判員の仕事等についての説明を受けることになる。

- 評議室での説明の段階で、初めて審議の対象となる事件が明確になるのか。
- 待合室で50人程度の班に分かれた段階で、「今日は、こういう事件です。」という概略の説明がある。
- 待合室から、50人が一斉に質問手続室に移るのか。
- 一人ずつ移ることになる。
- プライバシーに関わる事項も質問するので。
- 手続の具体的な運用については、これから細かい事項を詰めていくことになる。

模擬裁判で、一度選任手続の場面をやったことがある。そのときには、一般的な説明は、皆さんがいるところでやった。個別的な質問、例えば、「介護の問題があるので、なかなか出て来られないんです。」という回答があったときに、「高齢のご両親というのは、具体的に、どういう状態なんですか。介護認定は、受けているんですか。」というような質問をするので、このような質問は、一人ずつやった方がよいという結論になった。

- 50人に対し、例えば、一人5分ずつ質問したとしても、大変な時間になる。その間、他の候補者は、ずっと待っているのか。
- 現在、検討課題になっている問題であり、御指摘のように一人5分ずつ質問したとしても、2時間で20人程度にしか質問できない計算になる。

裁判員の選び方には、いろいろな方法が考えられるが、例えば、必要最小限度の14人を選定した時点で質問を打ち切るという方法がある。これは、検察官と被告人がそれぞれ4人ずつ理由を示さずに候補者を選ばないことができるので、この8人と裁判員になる6人の合計14人を確保した時点で質問を打ち切り、裁判員になる6人を決める方式である。

この場合には、時間的には質問は早く終わるが、質問を受けずに「どうぞお帰りください

い。」と言われる候補者が出ることになる。

このように、具体的な選任手続については、簡略に早く終わらせるか、時間が掛かっても全員に質問した上で、じっくり決めるか、現在検討しているところであり、今年の後半から来年にかけて検討が本格化するものと思われる。

- 候補者が呼び出された日に、裁判が始まる時刻は、最初から決まっているのか。裁判員に対する説明に、どのくらいの時間を使うことができるのか。
- 細かいところは、まだ決まっていない。私が模擬裁判をやったときには、20人くらいの候補者に対して、午前中に選任手続を終え、午後1時から1時30分まで裁判員に概略の説明を行い、その後、公判手続を開始した。
- 裁判員制度は、大枠の骨組みは法律で決められているが、細かいことについては、今後、最高裁規則で決めていくことになる。
- 今年の12月に、各地の刑事裁判官を集めて協議会を行う予定であり、この選任手続についても協議することになっている。現在、各地の裁判官の意見を集約しているところである。  
工夫の一つとして、すべてを口頭の質問でやり取りするのではなく、候補者が決まった段階で先にアンケート用紙を送り、差し支えない範囲で事情を書いて返送してもらい、明らかに出てくるのが無理な候補者については、最初から呼び出さないという方法も考えられる。  
また、裁判所に来られた候補者についても、更に細かい事情をアンケートに書いてもらい、それを見ながら補充的なところだけを質問することにより、時間を節約することが可能ではないか。そのような意見がぼつぼつ出てきている。
- 裁判員裁判だけを行う専門部署は作らずに、裁判員裁判の事件は、機械的にすべての裁判体に振り分けられるということか。
- 現在、東京地裁には、公判を担当する部が18ある（このほかに令状部が一つある。）。この18の審議体で、均等に裁判員裁判を行うというのが、現在の考えである。先ほど事務局から紹介したように、いくつかの部を指定して、特定の部だけで裁判員裁判を実施した方がやりやすいという考えの裁判所もある。

東京地裁でも、今までいろいろ検討してきた結果、裁判員裁判の対象事件が、殺人や強盗殺人といった刑事裁判の中核となる重い事件であることから、このような事件を扱わない部があることは問題であると考えたものである。

また、せっかく裁判員裁判が始まるのだから、刑事事件を担当している以上は是非やりたいというのが全員の意見であり、裁判員裁判を扱わない部には行きたくないという意見も出

て、全員一致ですべての部で裁判員裁判を行うという結論になった。

- 年間300件を18で割った数の裁判員裁判を、各部で行うということか。
- そうである。部は22まで増やしたいと考えており、各部で月に1～2件は、裁判員裁判が行われることになる。
- 部ごとに曜日を決めて、実施することになるのか。
- 各部で専用の法廷と評議室を持つことになるので、曜日を調整することなく、審理本位に期日を入れて、裁判を進行させることができるようになる。
- 裁判員裁判の審理は、連続でやる方がよいとか、分けた方がよいとか言われているが。
- 例えば、ちょっと審理が残ってしまって、あと半日あればうまくいくというような場合に、その半日をいつに設定するかという問題がある。自分専用の法廷があれば、明日とか別の日とかに自由に取ることができる。専用法廷がないと、ひと月半後まで他の部で埋まってしまっているというようなこともある。

したがって、専用法廷、専用評議室を持つことのメリットは大きい。

- A庁舎の2階の階段部分を、エスカレーターに改修することは検討していないのか。
- 検討の対象になったが、難しいと言われている。エスカレーターで流れる方が便利であることは間違いないが、後からエスカレーターを設置することは、技術的な問題があると聞いている。具体的には、設置に必要な機材を埋め込むために、床の下に相当な厚みを持ったスペースが必要であり、A庁舎の構造では地下1階の部分に出っ張ってしまうので、現状での設置は困難であると聞いている。
- 現在の弁護士会館のエレベーターは、非常に使い勝手が悪く、不評である。利用者のために、何とかもう少し速やかな移動ができないか、検討しているが難しい。

エレベータが混雑する一つの要因は、3階に法律相談センターあり、ここに一般の方々が大勢やって来る。これらの方々がみんなエレベーターを使うので、途中で停まってしまう、待ち時間が5分もあるようなことにもなっている。

今後一度に最大300人くらいが来られるのだが、1階から2階への階段は結構高低差があり、少し高齢の方はみんなエレベーターを利用することになるが、混雑の原因となる。

- △ エスカレーターの設置については、検討した。A庁舎の2階は吹き抜けになっており、階段が大分高くなっている。これをエスカレーターにするには、スロープの長さを相当長くしなければならない。例えば、候補者待合室の東側、正面玄関ホール脇の階段をエスカレーターにするには、ずうっと東の方までスペースが必要であり、庁舎の構造上、物理的

に困難であるという事情である。

- B庁舎の1階は、エスカレーターになっているが、あのように建てることから計画しないと、後から設置するのは、なかなか難しいということ。
- 裁判員の移動ということで、先ほどエスカレーターの話があったが、エレベーターは、専用のものを設置するのか。専用でない場合には、その中で事件や評議の話をされるとまずいのではないかな。
- 裁判員になった後の方については、裁判官と同じ通路を使って移動することになる。エレベーターも専用のものを使うので、そのような発言があっても大丈夫である。
- 裁判員が加わって、今までより頻繁に使われることになるが。
- 当事者用のエレベーターよりは小さいが、9人程度であれば、ゆとりを持って乗れる大きさである。
- 評議室には、窓はあるのか。
- ある。評議室は、ぎりぎりではなく多少ゆとりのある広さで、少なくとも50㎡くらいは確保できそうである。大きめの部屋だと、80㎡くらい確保できると聞いている。
- 単純な考えだが、現在、裁判官室と書記官室が隣り合っているのだから、その隣に評議室があれば、一番便利なのではないかな。
- そのとおりだが、それを実現するためには、大変な改修工事と調整が必要になる。裁判をやりながら短期間で、しかも最小限の工事で改修を行うという観点から、改修案のような配置になったものである。できれば同じフロアに、それが無理であれば一階違いのフロアに各部の評議室を配置したい。
- 裁判所は、裁判員裁判のための施設を、いろいろな無理をしても仕上げようとしているが、そのために簡裁の5、6階や地裁にある民事通常部のスペースを相当割く結果になっている。このような作業の過程で、民事や簡裁の審理に対する配慮は十分にされているのか。影響やしわ寄せがあるという意見や懸念はなかったのか。
- 地裁の民事部としては、基本的に場所が移るだけで、現在より利便性が落ちることはないと考えている。
- 簡裁の一部を墨田に移転することについては、裁判員制度が制定される前から検討していたことであり、現在の庁舎では調停事件、民事通常事件ともに狭あいになっているので、率先して調停を墨田に移すことを提案した。

今回の墨田移転により、調停、支払督促の両部門が相当広くなるとともに、民事通常事

件を含めた現庁舎に残る部分についても、スペースを拡大することができる。ラウンド法廷を二つ増やしたり、和解室を増やしたりしており、利便性が低下するようなことはない。

△ 事務局としても、移転を強いられる部署に大きな負担を掛けてはいけなと考えている。

地裁民事部については、少なくとも現状のスペースを維持することとし、簡裁については、元々B庁舎が狭あいだという事情があったのだが、スペースを提供する見返りとして、ラウンド法廷を増やしたり、執務室を広げるなど、できる範囲での配慮はしている。

● 私もA庁舎で10階から11階に移転したことがあるが、自分の荷物は段ボールに詰め、記録は書記官が管理して運んで、半日で終わったので、それ自体は大したことはない。

先ほど委員が指摘されたように、裁判官室、書記官室、評議室が隣り合っているのが理想であるが、そのためには多くの壁をぶち抜かなければならず、あと20か月しかないことから、実現は難しい。

○ 簡裁の刑事部門は、B庁舎に移さないのか。

○ 簡裁刑事の被告人は、身柄を拘束されており、特定の通路を利用することから、B庁舎や墨田に移すことは困難である。

○ 2階の裁判員候補者待合室の近くにあるトイレは、足りるのか。私たちの大学でも、入学試験などで人が増えると、トイレが足りなくなる。裁判所は、大丈夫か。

手続案内ビデオなどを上映して、空き時間が同じになると、人が集中するのではないか。

△ 確かに、トイレが足りなくなる心配はある。本来であれば増設したいのだが、庁舎の構造上、水回りの制限もあり、当面は現状のままでいくしかない。

○ 裁判員裁判をすべての部で実施するという事は、裁判官会議で決めたのか。

○ 刑事部の研究会での意見交換の結果である。裁判員裁判が実施される段階になれば、裁判官会議により規程が定められることになると思うが、現在は、そこまでいっていない。

○ 大阪が特定の部で裁判員裁判をやる方式をとるのは意外だ。東京のようにすべての部でやるのがよいと思うが、仮に将来、集中部方式の方がよいというふうに考えが変わった場合には、更に改修が必要になって大変ではないのか。全国の裁判所では、どのように対応するのか。

○ 検討に当たっては、大阪も東京と同じ大規模庁舎なので、その対応は参考にしてきた。

大阪が集中部方式を採るのは、庁舎の事情から、全か部での実施が困難であるからだと言っている。東京も厳しいが、工夫すれば何とかかなりそうだとすることで、全か部で実施することとした。

この関係では、裁判員裁判に先立って心神喪失者等医療観察法という法律が施行されたが、これについては、東京地裁は、集中方式でやることにした。裁判員裁判に比べて、かなり専門知識が必要なので、3か部を選んでそこで専門に審理することとした。

この方式でよかった点は、申立て件数も、年間30～50件であり、3か部くらいにしておいた方が経験が蓄積され、ノウハウが深まっていくことである。

このように、特殊事件の処理方法については、事件の性質や年間の件数等も考慮した上で、集中方式がよいか、全か部でやるのがよいかを決めている。

- 裁判員裁判用の法廷は、以前見学したようなものを相当数作るということか。
- △ 専用法廷を、22作る予定である。
- 裁判官と裁判員の合計9人が法壇の上にはずらりと並び、その前に被告人が立つときには、相当迫力があると思う。このような法廷の形から出てくる威圧力の問題についても、今後議論や調整をしてもらいたい。
- B庁舎には、そのまま簡裁民事受付相談センターが残るということだが、特定調停事件の即日処理のサービスはどうなるのか。現在は、午前中に受け付けた事件について、午後には申立人から事情を聴く準備手続を実施しているが、改修後は調停室がなくなるので、そのサービスもやめるということか。
- 調停部門を墨田に移転することに伴い、調停に関する受付相談も墨田に移すことになる。したがって、墨田に来られた特定調停の申立人に対しては、従前どおりのサービスを実施することができる。当事者の方が知らずに霞ヶ関に来られることのないように、こまめに広報活動を行っていく予定である。
- しばらくの間、調停室を確保できれば、従前のサービスを続けられるのではないか。
- そのためには、霞ヶ関にも常に調停委員を配置し、調停委員控室等も必要になるので、現状では困難である。
- 簡裁の当事者は、消費者金融や信販会社等の多重債務で困窮している者が多い。今までは、特定調停を利用することで救済され、更に重症の場合には、破産や個人再生、倒産の申立てができた。今までは地裁と簡裁で管轄が分かれていたが、今回は簡裁の庁舎に破産部も移るのであるから、人的、物的な制約はあろうが受付相談を一本化した方が、当事者が利用しやすいのではないか。
- 調停の受付相談については、当面、霞ヶ関でも実施する予定である。ただ、調停と個人再生や破産では決断を要する分野が異なっており、調停をそのまま破産に誘導することは

難しい。

- 特定調停と破産等では手続が異なることは承知しているが、今回せっかく一緒になるのだから、そのような観点もあるという趣旨でお聞きした。
- 今日のテーマは、裁判員制度のハード面についての問題を取り上げたが、今後は、制度の運営に関する裁判所や弁護士会の考えや法廷用語の問題等のいわゆるソフト面について、集中的に取り上げてもらいたい。

(地裁委員から、成年後見制度における市民後見人の養成等についての紹介があった。)

- 次回のテーマは、2回続けて変更になった「裁判所の広報（簡易裁判所の事件手続を中心として）」とし、調停委員や司法委員についても意見交換をすることでよいか。
  - 前回は、簡裁の墨田移転の問題をやるということだったのではないか。先ほどの議論でも墨田に関してはいろいろ問題が出ているので、次回に取り上げてもらいたい。
  - 墨田の問題についても、一緒に取り上げて意見交換することとしたい。
- 次回は、平成19年1月16日（火）午後3時から開催する。

以 上